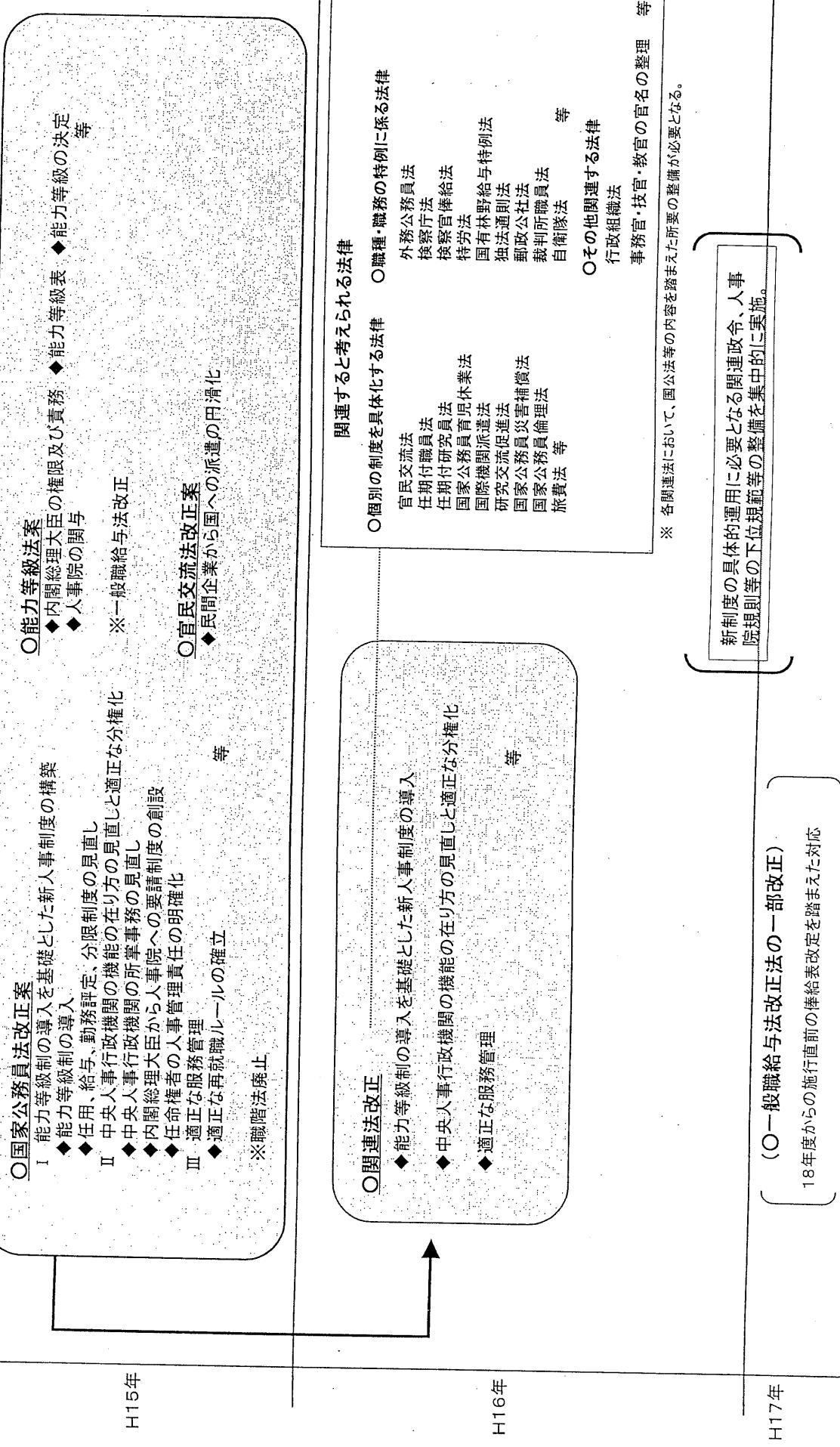


参考資料

- 国家公務員制度関連法律改正の全体工程図
- 能力等級制について
- 中央人事行政機関の所掌事務

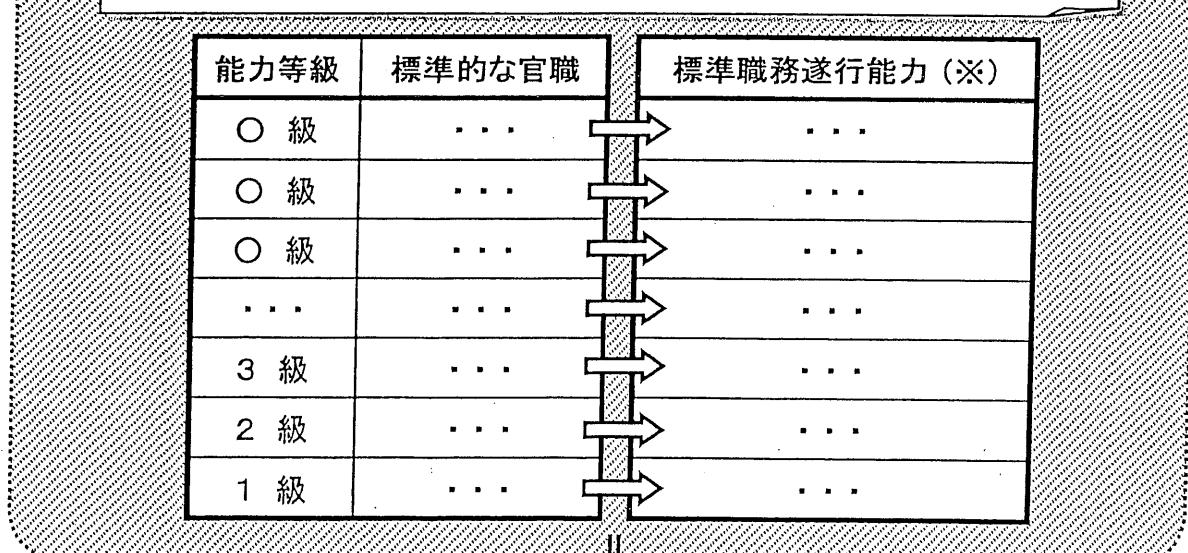
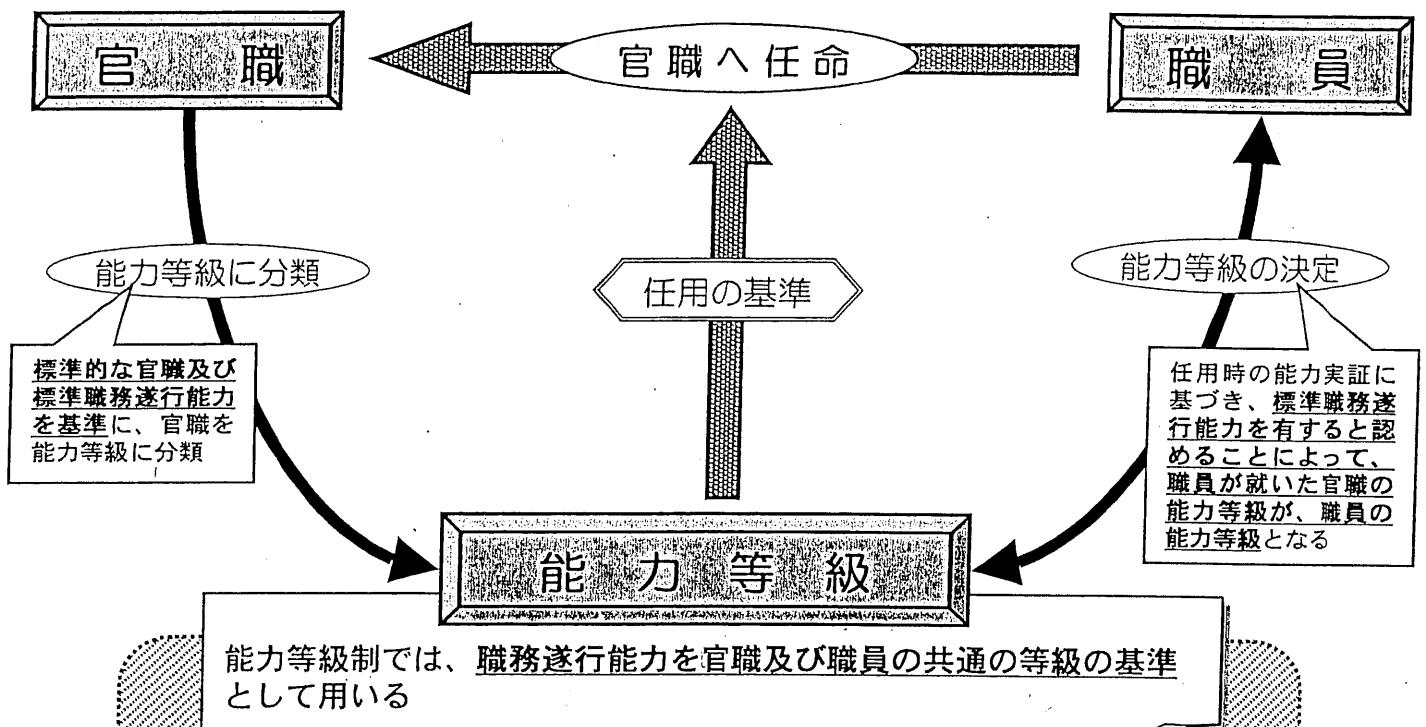
公務員制度改革に対応した国家公務員制度関連法律改正の全体工程図



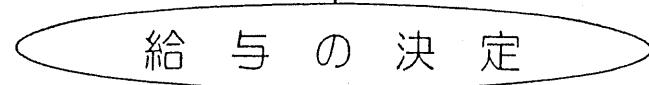
能力等級制について

目的

今回の改革では、公務の一層の能率的な運営の確保を実現するため、職階制に代えて、能力等級制を導入して、これを基礎に任用・給与・研修等の人事管理を行うこととしている。

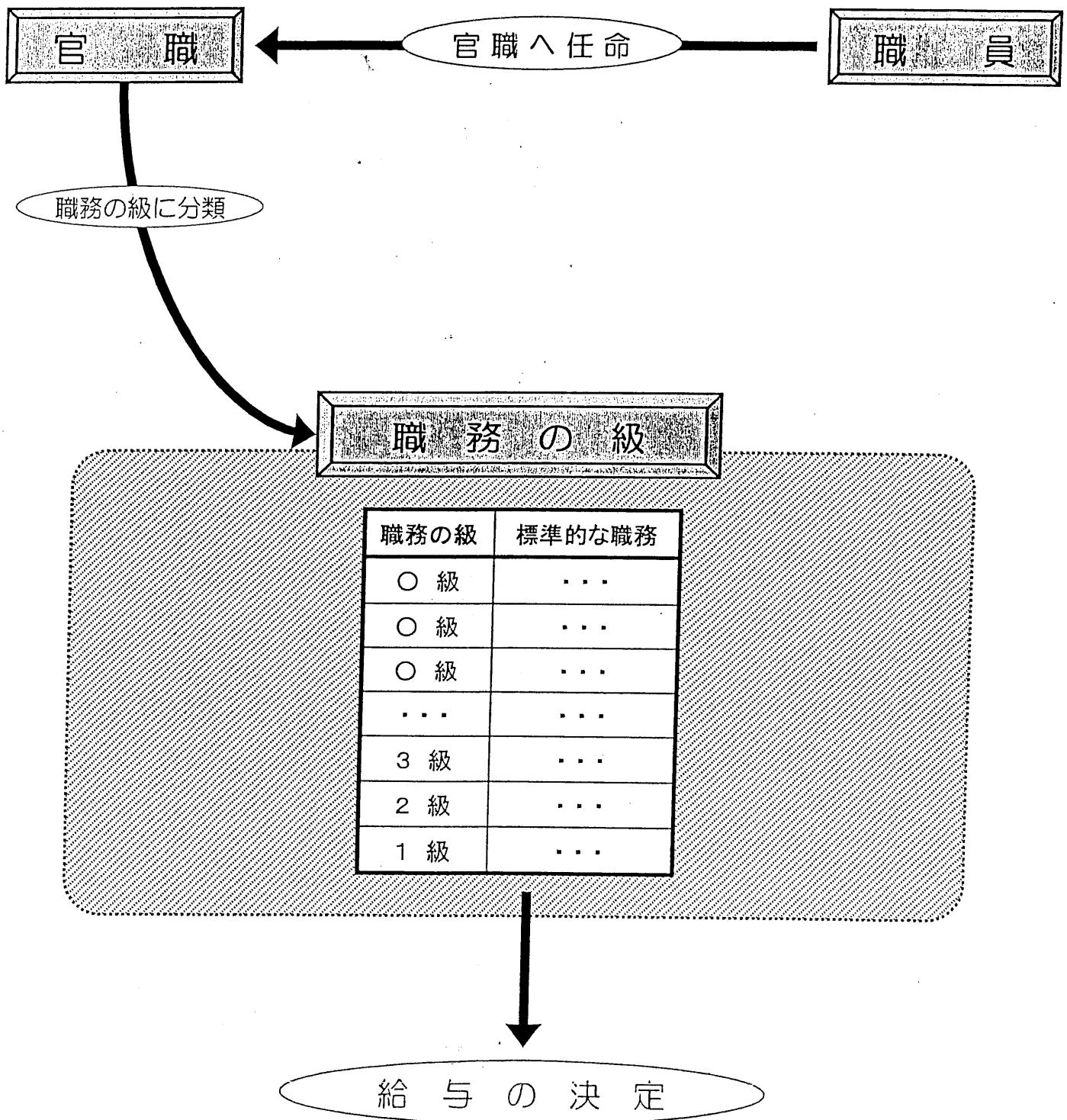


※ 標準職務遂行能力は、標準的な官職の職務遂行能力であり、標準的な官職から抽出されるものである



(注)給与制度は、人事院の給与勧告を踏まえ、法律で定められる。

【参考】現行制度について



(注)給与制度は、人事院の給与勧告を踏まえ、法律で定められる。

中央人事行政機関の所掌事務

人 事 院

改正後の枠組み

【中央省庁等改革基本法 § 49①】

人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護のためにふさわしい機能に集中

【国家公務員法 § 1】

公務の民主的かつ能率的な運営を保障

【任務】

○職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護を図ること

【所掌事務】

- 人事行政改善の勧告に関すること
- 法令の制定・改廃等に関する意見の申出に関する勧告に関すること
- 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の変更に関する勧告に関すること
- 職員の能率に関する根本基準に関する事務のうち、保健及び安全保持に関すること
- 分限、懲戒及び保障の根本基準に関すること
- 苦情の処理に関すること
- 職務に係る倫理の保持に関すること
- 政治的行為の制限に関すること
- 職員団体に関すること 等

内閣総理大臣

【中央省庁等改革基本法 § 49①】

各行政機関が行う國家公務員等の人事管理にかかる事務の統一保持上必要な機能を担うものとし、総合的かつ計画的な人事管理、国家公務員全体について整合性のとれた人事行政等を推進するため必要な総合調整機能を充実

【任務】

○公務の民主的かつ能率的な運営を確保を図ること

【所掌事務】

- これまで所掌していた事務に加え、従来、人事院が所掌していく事務のうち、新たな役割に基づいて人事院が所掌する必要のない事務を所掌。
- 能力等級制に関すること
- 職員の採用試験及び任免に関すること
- 能率の根本基準及び能率増進計画に関すること(研修を含む。)
- サービスに関すること
- 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針、計画等に關し、その統一保持上必要な総合調整に関すること

内閣総理大臣の人事院に対する要請

- 公務の能率的な運営を確保するための要請

人事院

現行国家公務員法の枠組み

内閣総理大臣

旧官僚制度を打破し、科学的人事行政に基づく新たな制度を樹立するための強力な統一機関

人事行政全般を所掌

昭和40年改正で一部移管

○給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善
に関する勧告

○職階制

○試験及び任免

○給与

○研修

○分限

○懲戒

○苦情の処理

○職務に係る倫理の保持

○その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務

・能率・服務の根本基準の実施につき必要な事項を定めること

・政治的行為の制限

・営利企業役員等との兼職を承認すること

・営利企業への再就職を承認すること

・職員団体の登録に関することなど

国家公務員に関する人事管理の責任体制を確立するために設置された機関

人事院が所掌する事務
以外の事務を所掌

【§ 18の2①の事務】

- 能率
- 厚生
- 服務
- 人事記録、統計報告、定年に関する事務

【§ 18の2②の事務】

- 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針、計画等に關し、その統一保持上必要なる総合調整に関する事務